

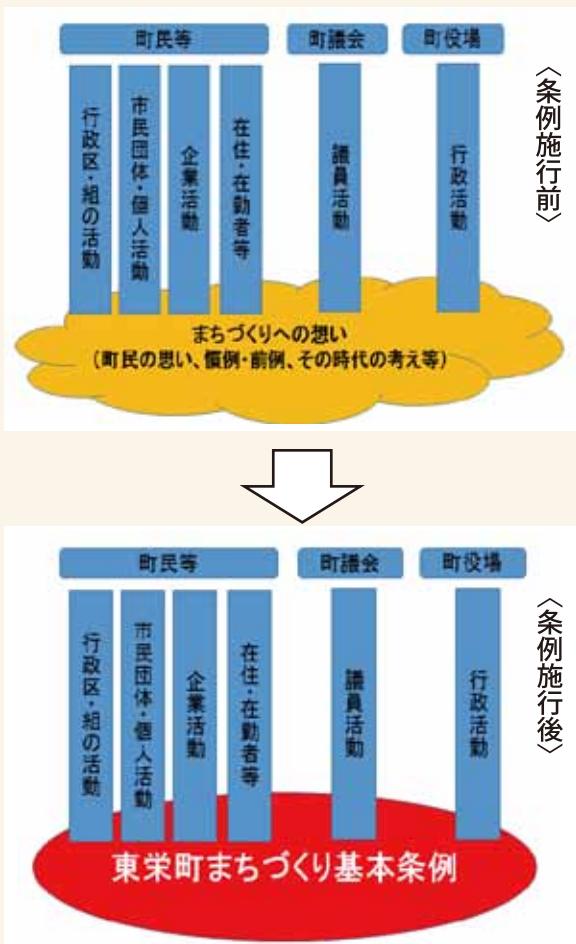
# 私たちの「東栄町まちづくり基本条例」

「まちづくり」とか「条例」と聞くと、難しい、自分には関係ないと感じるかもしれません。でも、自分たちの町が住みやすく暮らしがやすい町であつて欲しいという願いは同じではないでしょうか？こうした願いを実現するための考え方を「東栄町まちづくり基本条例」としてまとめ、平成30年4月1日から施行されます。今回は、この条例の考え方や主な内容をご紹介します。

## まちづくり基本条例って何？ まちづくりって新しくはじめるごと？

これまで、まちづくりは町民の想いや慣例などに基づいて行われてきました。この条例はそうした想いや慣例を再確認し、明文化したものです。条例を、町に関わるみんなで共有することで、まちづくりに必要な力を集め、いつまでもやつくりに必要な力を集め、いつまでも住みやすく暮らしやすいまちを目指します。このため、今までのものに問題があつて作ったのではなく、今を未来へつなぐための考え方や指針になります。

## 〈条例施行前〉



## 〈条例施行後〉

どうして、今、条例を作る必要があったの？

現在、東栄町は人口減少により、まちづくりの担い手が減少しています。今後も、暮らしやすいまちにするため、時代にあわせてまちづくりの仕組みを変える必要が高まってきたためです。

## どんなことが書かれているの？

①まちづくりの参加者や役割等、みんなで決め実行するためにまちづくりのルールを決める

②これまであった「まちづくりへの想い」を明文化する

等の内容が、前文から第16条までに書かれています。条例の想いは前文に集約されています。全体の条例は、ホームページでご覧いただくか、振興課へお問い合わせください。

私たち一人ひとりの小さな想いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、議会、行政が手を取り合つてまちづくりを推進するための仕組みとして、ここに東栄町まちづくり基本条例を制定します。

私たちの町にして、未来を担う子どもたちにつなげていく責任があります。私たち、これまで先人が行ってきたように、話し合いを重ね、互いの多様性を認め合い、活動に参加する仲間を増やすことによって大きな力を集め、まちづくりを進めます。今を生きる私たちが、東栄町に暮らし関わる全ての人が幸せを感じできる町を目指し、楽しく自由と希望にあふれた活気あるまちづくりに取り組むことが、未来を生きる子どもたちの明るい展望につながります。

## まちづくりって何？

町に関わる人が、互いに協力し、自分たちの手で暮らしやすい町を目指して行動することです。

## まちづくりは誰がするの？

**町民**  
町内に在住・  
在勤・通学する人  
町内で公益活動を行  
う人や団体

議会

**行政**  
町長・職員等



## まちづくりへの参加者は何をするの？

参考者には、次のような役割分担があります。

### 町民

まちづくりへ参加することができる、まちづくりの主体として積極的に参加するよう努める

### 議会

市民の声を受け止め、市民の代表としてまちづくりを率先して進める

### 行政

町政の代表者としてビジョンを持ち、市民の声に耳を傾け町の方針を決めて運営する

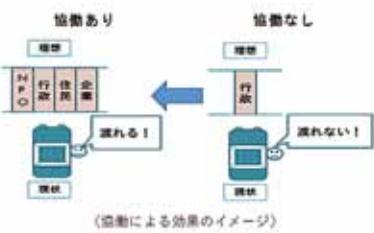
### 町長

市民と情報共有し市民とともにまちづくりを進める

### 職員



## 協働って何？



また、市民・議会・行政は、東栄町のまちづくりに協力したい人とともに、まちづくりを行います。このように役割を意識し、ともに活動すること（＝協働）で、まちづくりを進めていきます。

## いろんな人が関わると、まとまりにくいのでは？

まちづくりの参加者ができることや得意なことはそれぞれ異なります。その異なる力を集め、「みんなで町を良くしようと」という共通の目標に向かって、対等な立場で助け合なことが協働です。



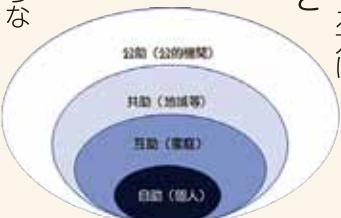
## この条例はどうやって作られたの？

この条例では、まちづくりへの参加はできる限り多くの人が、いつでもまちづくりに参加できる町を目指しています。しかし、健康や家庭の状況により参加できない人もいるため、不利益になります。また、参加しやすい場を設けるよう努力する必要があります。

この条例は、みんなで協力してまちづくりに必要な力を集め、持続的に暮らしやすい町にするためのものです。そのため、条例を作つて終わりではなく、今後もその時代にあわせて、みんなでこの条例を使いながら、守り育っていく必要があります。

- ①個人でできるひとは個人で
- ②個人でできないときは家庭で
- ③家庭でできないときは地域等で
- ④それでもできないときは行政で

といつ下の図のようないき方に基づきます。



ができます。こうした情報の共有から、まちづくりの工夫の仕方や新たな方法などが見つかる場合もあります。話し合いかまとまらない場合でも、異なる考え方を知り、まとまらない原因を考え、時には優先順位をつけるなど合意できる点を探すことでも、まちづくりを進めることができます。

## この条例があれば、東栄町のまちづくりはもう大丈夫？

この条例は、みんなで協力してまちづくりに必要な力を集め、持続的に暮らしやすい町にするためのものです。そのため、条例を作つて終わりではなく、今後もその時代にあわせて、みんなでこの条例を使いながら、守り育っていく必要があります。

## まちづくり基本条例について、ちょっと詳しく聞いてみませんか？

おいでん家や地区の会合、グループやサークル活動にお邪魔し、条例についてお話しします。

●問い合わせ先  
振興課 ☎76・0502  
shinkou@town.toei.aichi.jp

## 東栄町まちづくり基本条例施行に向けた東栄まちづくり座談会

●日時 2月24日(土)  
午前10時～正午  
●場所 東栄グリーンハウス  
2階 研修室(託児あり)  
※事前申し込み不要

有し、条例の土台としました。議会に関係する条文は、議会で検討しています。そして、パブリックコメントを経て平成29年11月、条例案を町長へ提出し、同年12月議会で可決され、平成30年4月から施行されることとなりました。

